

非行歴のある若者への自立支援の実態と課題 (保護司活動を通して)

豊島区保護司会 山元 俊一

報告内容

1. 保護司の活動状況

- ①更生保護とは ②保護観察とは ③保護司とは ④保護司の仕事
- ⑤保護司の活動実態

2. 保護司と民間支援機関や地方自治体との連携実態

- ①更生保護サポートセンター ②区市町村における若者支援ネットワークの構築

3. 保護観察終了後、社会的自立ができていない事例や再非行の実態

1. 保護司の活動状況

①更生保護とは

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。わが国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

②保護観察とは

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人とその対象となります。

③保護司とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かして、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。このような保護司は、全国に約4万8,000人います。豊島区の保護司は平成29年8月1日現在116名在籍しています。

④保護司の仕事

1. 保護観察

- 1号（保護観察処分少年）
- 2号（仮退院少年）
- 3号（仮釈放者）
- 4号（保護観察付執行猶予者）

2. 生活環境調整

3. 犯罪予防活動

⑤保護司の活動実態

保護司の人数 東京都全体で3481人、
豊島区内で116人 (平成29年8月1日現在)

保護観察事件数 東京都全体：総数2951件。
うち保護観察処分少年991件、少年院仮退院者309件

豊島区：総数58件。
うち保護観察処分少年9件、少年院仮退院者7件

生活環境調整事件数 東京都全体：総数：7758件。
うち少年院在院者274件

豊島区：総数：55件。
うち少年院在院者2件

(保護観察事件数・生活環境調整事件数いずれも平成28年12月31日現在)

サポートセンターの数 東京都全体で21か所

大田，町田，日野・多摩・稲城，港，北，世田谷，中野，板橋，練馬，墨田
葛飾，西多摩，八王子，北多摩西，杉並，江戸川，府中，荒川，江東，豊島，
足立

2. 保護司と民間支援機関や地方自治体等との連携実態

(豊島区の事例を中心にして)

① 更生保護サポートセンター

② 区市町村における若者支援ネットワークの構築

民間支援機関や地方自治体等との連携

更生保護女性会

BBS会

協力雇用主

更生保護施設

保護観察協会

青少年育成委員会

民生・児童委員会

豊島区社会福祉協議会

中学校

豊島区

① 更生保護サポートセンター

企画調整保護司が配置され、保護司の処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供などを行っているほか、保護司会の事務運営に当たっています。BBS活動や更生保護女性会など関連団体の活動拠点としても利用されています。

② 区市町村における若者支援ネットワークの構築(1)

ー子ども・若者相談についてー

現在、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化は著しく、子ども・若者とその家族が抱える問題は、深刻化している。

特に、義務教育終了後、高校を卒業してからの若者についての相談については、どこに相談にいけば良いのか、わかりにくい状況となっている。

豊島区では、それぞれの窓口で専門的な相談を受けているが、複数の窓口が関わる必要がある内容が多い若者の相談に対して、子ども課が「子ども・若者相談窓口」として、区の既存の相談機関を活用した対応を行っている。

区市町村における若者支援ネットワークの構築(2)

ー子ども・若者相談の特徴ー

- ・複雑、多岐にわたる相談内容が多い。
- ・相談の経過途中で主訴や課題のポイントが変化してくることがある。
- ・本人とその家族、両者の対応を考える必要がある。

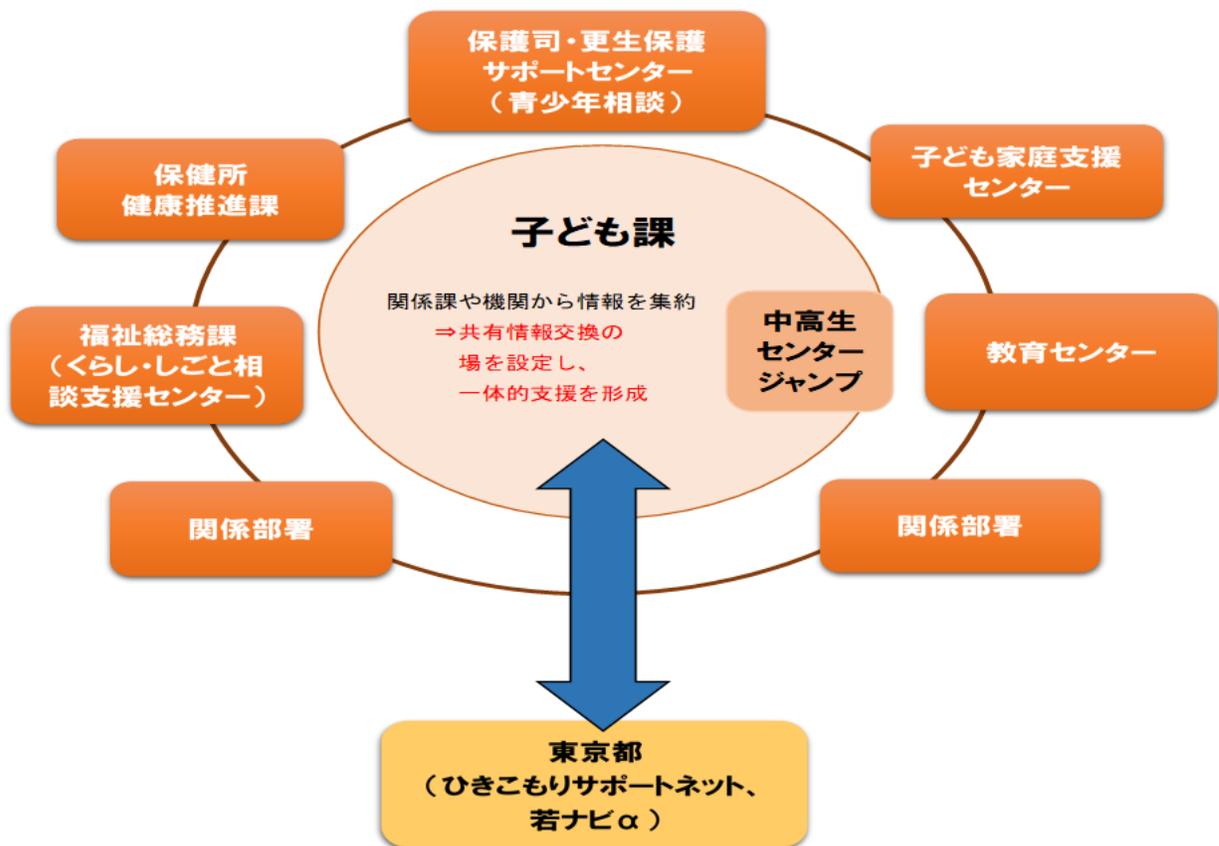
・本人とその家族だけで悩んでいるケースが多く、地域や保護司の力で相談窓口につながるケースが多い。

――→ 複数の機関が相談ケースに関わる必要がある。

区市町村における若者支援ネットワークの構築(3)

―相談体制―

- ・豊島区福祉総務課 自立支援G（就労、生活環境改善）
- ・豊島区健康推進課 精神保健G（保健、医療）
- ・中高生センタージャンプ（居場所）
- ・教育センター（学校）
- ・子ども家庭支援センター
- ・更生保護サポートセンター（非行問題）
- ・厚生労働省（地域若者サポートステーション）
- ・東京都（ひきこもりサポートネット、若ナビα）
- ・子ども食堂、無料学習塾
- ・保護司、青少年育成委員、民生委員児童委員



区市町村における若者支援ネットワークの構築(4)

ー連携実態ー

この一年で、豊島区が連携したことがあるのは…

子ども課、福祉総務課、健康福祉課、教育センター、保育園…

更生保護サポートセンター、保護司（個人）

区市町村における若者支援ネットワークの構築(5)

(例1) 更生保護サポートセンターにて行われている「青少年相談」に来たケースで、子ども課に連絡後、相談者と同伴で同日に来庁しスピーディーに専門機関に繋ぐことができたケース。

(例2) 非行問題の相談から、その保護者への支援の必要性があるとわかり、子ども課に繋いだケース。

3. 保護観察終了後、社会的自立ができていない事例や再非行の実態

事例1 青少年健全育成条例違反で1号観察となった事案

事例2 万引きにより1号観察となった事案